

一般財団法人島根県建築住宅センター  
住宅省エネルギー性能証明書発行業務料金規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、一般財団法人島根県建築住宅センター住宅省エネルギー性能証明書発行業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「財団」という。）が実施する住宅省エネルギー性能証明書発行業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一部適合 ア又イのいずれかの基準に適合することをいう。  
 ア 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級4以上（ZEH水準省エネ住宅においては、等級5以上）の基準（評価方法基準第5の5の5-1(3)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）  
 イ 評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上（ZEH水準省エネ住宅においては、等級6以上）の基準
- (2) 全部適合 前号ア及びイのいずれの基準にも適合することをいう。
- (3) 適合証等 財団が発行した設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期使用構造等である旨の確認書、フラット基準35Sの適合証明書、BELS評価書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証等をいう。

(料金)

**第3条** 業務規程第11条第1項の料金（以下「料金」という。）の額は、申請1件につき次に掲げる額とする。

- (1) 一戸建ての住宅

|     | 申請方法等                   | 現地調査の有無の別 | 料金の額<br>(単位:円(税込)) |
|-----|-------------------------|-----------|--------------------|
| (ア) | (イ)項及び(ウ)項以外の場合         | 有         | 67,000             |
|     |                         | 無         | 45,000             |
| (イ) | 一部適合を証する評価書等を申請書に添付した場合 | 有         | 52,000             |
|     |                         | 無         | 30,000             |
| (ウ) | 全部適合を証する評価書等を申請書に添付した場合 | 有         | 33,000             |
|     |                         | 無         | 11,000             |

- (2) 共同住宅

|     | 申請方法等                   | 現地調査の有無の別 | 料金の額<br>(単位:円(税込))                    |
|-----|-------------------------|-----------|---------------------------------------|
| (ア) | (イ)項及び(ウ)項以外の場合         | 有         | $45,000 \times N_t + 22,000 \times N$ |
|     |                         | 無         | $45,000 \times N_t$                   |
| (イ) | 一部適合を証する評価書等を申請書に添付した場合 | 有         | $30,000 \times N_t + 22,000 \times N$ |
|     |                         | 無         | $30,000 \times N_t$                   |
| (ウ) | 全部適合を証する評価書等を申請書に添付した場合 | 有         | $11,000 \times N_t + 22,000 \times N$ |
|     |                         | 無         | $11,000 \times N_t$                   |

N<sub>t</sub> : 申請対象の住戸のうち個別に計算を行う住戸のタイプの数  
N : 申請対象の住戸の数

**(変更料金)**

**第4条** 変更住宅省エネルギー性能証明書発行業務に係る料金の額は、第3条に規定する料金のほか申請1件につき次に掲げる額とする。

(1) 一戸建ての住宅

|     | 申請方法等                   | 料金の額<br>(単位:円(税込)) |
|-----|-------------------------|--------------------|
| (ア) | (イ)項及び(ウ)項以外の場合         | 20,000             |
| (イ) | 全部適合を証する評価書等を申請書に添付した場合 | 5,000              |
| (ウ) | 技術的審査を伴わない場合            | 5,000              |

(2) 共同住宅

|     | 申請方法等                   | 料金の額<br>(単位:円(税込))      |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| (ア) | (イ)項及び(ウ)項以外の場合         | 20,000 × N <sub>c</sub> |
| (イ) | 全部適合を証する評価書等を申請書に添付した場合 | 5,000 × N <sub>c</sub>  |
| (ウ) | 技術的審査を伴わない場合            | 5,000 × N <sub>c</sub>  |

N<sub>c</sub> : 変更する住戸の数

**(再発行料金)**

**第5条** 住宅省エネルギー性能証明書の再発行を行う場合の料金の額は、1通につき5,000円(税込)とする。

**(料金の支払方法等)**

**第6条** 料金の支払方法及び支払期日は、一般財団法人島根県建築住宅センター住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、申請者の負担とする。

**附 則**

この規程は、令和5年7月1日から施行する。